

平成17年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成17年9月5日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第46号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第50号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工
事）
- 日程第6 議案第52号 本巢市指定金融機関の指定について
- 日程第7 議案第53号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第54号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第55号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第56号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第57号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第58号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 認定第1号 平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第2号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第3号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第20 請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告について
- 第3 議案第46号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第50号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）
- 第6 議案第52号 本巢市指定金融機関の指定について
- 第7 議案第53号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 第8 議案第54号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第9 議案第55号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について

- 第10 議案第56号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第57号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第58号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第13 認定第1号 平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第2号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第15 認定第3号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 第16 認定第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 第17 認定第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 第18 認定第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第19 認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算について
- 第20 請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願について
- 追加日程第1 議案第59号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議について
- 追加日程第2 発議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について
- 追加日程第3 発議第8号 東海環状自動車道早期着工に対する意見書について

出席議員（46名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥

40番 遠山利美
44番 稲葉信春
46番 鷓飼静雄
48番 三島智恵子
50番 中野治郎

41番 杉山 潔
45番 瀬古孝雄
47番 川村高司
49番 臼井茂臣
51番 白木 健

欠席議員（2名）

7番 吉田建夫

8番 日浦興和

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木 巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与	溝口義弘	総務部長	土川 隆
企画部長	高橋武夫	市民環境部長	島田克広
健康福祉部長	宇野利数	産業建設部長	服部次男
上下水道部長	林 賢一	教育委員会 事務局長	堀部秀夫
林政部長	藤原俊一	代表監査委員	三田村晃司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 坪内 博
議会書記 杉山昭彦

議会書記 今村光男

開議の宣告

議長（白木 健君）

それでは、時間が参りましたので、ただいまから会議を再開させていただきます。

吉田建夫さんの病気のお見舞いに戸部副議長に行っていただいております。戸部副議長の方から報告をお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

報告をさせていただきます。

2日の会議の後で吉田建夫さんのお見舞いに行っていました。大学病院の5階に入院されているわけですが、あばら骨が10本近くも折れておるといこと、それから鎖骨も骨折している。それと、ひどいのは左の頭の骨も折れているといこと、あばらの方は1ヵ月もすれば治るんじゃないかといことですが、頭の方がちょっと日にちがかかるかなあといような状態で、まだ寝返りもできないといような状況でございました。そんなことですが、御承知のように、これはバイクに乗っておられて後ろから車で追突された、簡単に申しますとそんなようなことを聞いております。大学病院も1ヵ月ぐらいしかおれないといこと、あとは揖斐病院か中央病院かどちらかへかわらんらんといこととございました。もうしばらく入院が必要といようなことを聞いております。

簡単ですが、以上で報告とさせていただきます。

議長（白木 健君）

続きまして、議会運営委員会を2日に開催していただきました。稲葉委員長から結果の御報告をお願いいたします。

稲葉君。

議会運営委員会委員長（稲葉信春君）

それでは、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

9月2日、議会運営委員会を開催し、本日の議会運営について協議し、決定しましたことを御報告いたします。

お手元の議会運営委員会協議結果のとおり、諸般の報告は、各常任委員長及び特別委員会委員長より報告をします。各常任委員会に付託しました11議案について委員長報告を求め、1議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

追加提案するのは、議案第59号、議員発議2件の3案件です。

以上、議会運営委員会の御報告でございます。

議長（白木 健君）

前もそうだったんですけど、日浦議員と吉田議員が2名欠席でございます。御了解いただきたいと思います。

それでは、議会を開会させていただきますが、ただいまの出席議員は46名であります。定足数に

達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号32番 林和治君と33番 春日井万里君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

議長（白木 健君）

これより日程第2、諸般の報告を行います。

まず、常任委員会から報告をお願いいたします。

最初に、環境福祉常任委員会の報告を川村高司委員長からお願いいたします。

川村君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

去る8月25日に環境常任委員会を開催いたしました。環境常任委員会に付託をされておりました案件につきましては、平成16年度の決算、その中で一般会計につきましては、それを審議するということと、それから関連の部分については、また後ほど報告をいたしますが、所属の特別会計等についての付託を受けて会議を行いました。そして、会議の途中に4ヵ所ほど、住友大阪セメントや、あるいは都築紡の跡地、またストックヤード、そしてフレンドリーオリベ等について視察を行いました。

当日の会議の出席者につきましては、委員が2人欠席をしていたことと、それから行政側から市長初め三役及び参与の出席と、該当する部長、そして関連職員の出席を求めて9時より開催いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白木 健君）

次に、総務常任委員会の報告を大西徳三郎委員長からお願いいたします。

大西君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

8月26日午前9時から、本庁第1委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。委員会には委員11名が出席、議案説明のため、内藤市長、助役、収入役、参与、また総務部長、企画部長ほか関係職員の出席を求めました。

審議、審査の前に、リオワールド、リバーサイドモールの第2期増床計画のアミューズ等の施設

概要について、（仮称）美濃メガモールの施設概要について、それぞれ担当者から説明を聞き、その後、（仮称）本巣市防災拠点施設の現地視察を行いました。

引き続き、付託されました2議案と、認定第1号 平成16年度本巣市一般会計歳入歳出決算について慎重に審議をいたしました。以上であります。

議長（白木 健君）

次に、産業建設常任委員会の報告を瀬古孝雄委員長よりお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

産業建設常任委員会の委員長の報告をいたします。

8月29日午前9時から、糸貫分庁舎の2階の特別会議室におきまして産業建設常任委員会を開催しまして、委員会には委員全員と、説明のために内藤市長、高木助役、守屋収入役、溝口参与、服部産業建設部長、林上下水道部長、藤原林政部長ほか関係職員の出席を求めまして、付託案件7件と認定第1号 平成16年度本巣市一般会計歳入歳出決算について慎重に審議をいたしました。

議長（白木 健君）

次に、文教常任委員会の報告を中野治郎委員長からお願いいたします。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

去る8月30日午前9時から真正分庁舎で委員全員と、説明のため、内藤市長、高木助役、守屋収入役、高橋教育長、溝口参与、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め開催いたしました。

堀部事務局長から平成16年度事業報告書の教育行政関係について内容説明を受け、認定第1号 平成16年度本巣市一般会計歳入歳出決算について慎重に審議いたしました。

以上、報告といたします。

議長（白木 健君）

続きまして、特別委員会から報告をお願いいたします。

東海環状自動車道建設問題特別委員会の報告を若原敏郎委員長からお願いいたします。

若原君。

東海環状自動車道建設問題特別委員会（若原敏郎君）

東海環状自動車道建設問題特別委員会委員長報告をいたします。

8月24日、議会全員協議会閉会后、午後12時10分より本庁舎第1委員会室にて東海環状自動車道建設問題特別委員会を開催いたしました。

委員会には委員8人と議長、服部産業建設部長及び冠者次長出席のもと、国の関係機関へ東海環状自動車道の早期着工に対する意見書の原案について協議をいたしました。特に関・養老間が手つかずの状態であるので、本市を含めた全工区の早期着工と早期完成を図るため事業費の増額を求めるものです。

協議した結果、特別委員会としては意見書を提出することに全会一致で決定いたしました。後ほど追加日程を認めていただき、議員発議として提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

以上、東海環状自動車道建設問題特別委員会からの報告といたします。

議長（白木 健君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第46号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第3、議案第46号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第46号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第46号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第46号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第47号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第4、議案第47号 本巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第47号については、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号 本巢市市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第50号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第5、議案第50号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）を議題といたします。

議案第50号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第50号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（同報系）設備設置工事）については、慎重に審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

今、委員長報告を聞いておりますと、慎重審査の結果というだけで、どういう話があったかというのがありませんが、話がなくて、単なる賛成多数で行ったというふうにはとても思えませんので、どういう内容の審査がされたかということについては報告をしてほしいというふうに思います。

それが一つと、それを聞いた上でも結構なんですけれども、一応小耳に挟んでおりますので、その上でちょっとお伺いいたしますが、初日に農業集落排水の關係の請負契約について一般競争入札の問題を取り上げましたが、そのときに市側の姿勢としては、基準を設けてきちんとやっていくという方向がなかなか示されなかった。その後、いろいろ聞いておりますと、一般競争入札実施要綱というものがつくられているようであります。これによると、5億円以上のものについては一般競争入札というふうに規定をされております。ところが、御承知のとおり、岐阜県がこれまで5億円であったものを、2億円以上を一般競争入札にというふうに入札の改善を図っていくということが打ち出されました。ちなみに、岐阜市を調べてみますと3億円であります。そうした状況については、委員会のときにはわからなかったもので、これは執行部にお伺いするしかありませんけれども、委員会のときには、5億円以上は一般競争入札というふうに回答をされておったようでありますけれども、今はどういうお気持ちなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

大西委員長。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

まず最初に、この防災行政無線は、17年度、18年度、19年度と3年でもって完成するというところで、本年度は最初の年ということで、慎重に審査をしたいということで総務委員会に付託をされました。ふだんなら本会議上で即決というふうになるのが多いわけですけど、付託ということで慎重に審査をさせていただきました。

その委員会の中で、まず指名業者がありますけど、どうしてこのような業者の名前があったかという、過去に根尾村、本巣町、真正町、糸貫町で実績がある業者であるとか、また上から4番目の日本電気が辞退とありますけど、どうして辞退に至ったのかというような質問がありまして、それは前日、当社の事情による辞退であったと、そんなような状況説明もありました。皆さんのいろいろ質問を受けましたけど、慎重に執行部もやられたということで、1人の反対者がありましたけど、あと多数の賛成ということで可決すべきものと、先ほど報告しましたとおりであります。以上です。

議長（白木 健君）

助役、お願いします。

助役（高木 巧君）

それでは2点目の、今回、議案として関連をしております部分で、市の一般競争入札基準は、ただいま御発言のとおり、5億円以上のものについてできるという規定を設けております。県におきましては、過去の不祥事等を勘案されまして、この8月31日に、県政記者クラブに対して見直しの案を示されております。それがただいま議員から御発言のございました、従来の5億円を一般競争入札におきましては2億円以上と改正をされるということを聞いております。そんなような状況もございまして、私ども市といたしましても、県が発表されました入札制度の改正の中で一般競争入札に係る部分につきましては、額を統一するという方向での見直しを考えておりますが、県の見直しは、かなりな方面にわたっての見直しが必要とされておられます。私ども本巢市におきまして、現在の市の管財の職員、契約に携わる関係職員、そういった人数等の問題もございまして、取り入れるべき部分につきましては、当然のことながら見直しの対象とさせていただきますが、そのあたりのところは県の制度を十分細部にわたって検討する中で、額の見直し、それから県の見直しをされる部分についての市の対応が可能かどうか、このあたりも含めまして検討し、早急に結論を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鶴飼君。

46番（鶴飼静雄君）

念のために申し上げておきますけれども、早急に検討をするというふうに言われました。早急というのはいろいろとりようがありまして、1年でも2年でも早急の範疇に入る場合もありますので、そうじゃなしに、実際に県がそういう状態だと。本巢市としても、要綱が少なくともあって、その額について適正化を図るということですので、その部分についてはそれほど時間はかからないと思うんですね。ただ、ほかの全般的な見直しという部分で若干時間はかかるだろうということを考えれば、今から言えば、できればことしじゅう、最悪でも今年度じゅうにはできるのではないかとこのように私は考えますが、そのあたりの意思を明確にさせていただきたいと思っております。

先般も申し上げましたけれども、一つ一つの入札に反対とか賛成とかということ以上に、やっぱり市としてのそうした一般競争入札等、いろんな改善についての姿勢の問題で申し上げているので、その辺のめどなり方針なりを改めて明確にさせていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

見直しの期限についての見通しをどのように考えておるかというような御質問の趣旨かと思っておりますが、ただいま年内、また年度内というようなお話もございました。先ほど申し上げておりますように、県の見直しが大きく分けて5項目の中で、特に公正な競争の促進というところで一般競争入

札の額の引き下げ、要するに対象工事を広げるという部分につきましては明確に出てきておりますので、これについての見直しはそれほど時間がかからないかと思いますが、まだ県の見直しの全文を取り寄せておりませんので、これはかなり膨大な資料になっておるようでございます。先ほど来申し上げておりますように、早急にできるものと、それから若干の見直しのための時間が必要なものと、中にございますので、それらを精査する中で早い時期に対応させていただきますので、それが年内なのか年度内なのかという議論につきましては、とにかく時間はあまりかけないということで御理解をいただきたいと思っております。

46番（鵜飼静雄君）

結構です。

議長（白木 健君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

今の関連した質問と、もう少し詳細に金額のところでお聞きをしたいんですが、私も先般の一般質問で高橋電気の問題を取り上げて質問をしました。事もあろうに警察を舞台にして談合をやるという、言ってみれば岐阜県からしても非常に面目もないような話だろうと思うんですね。

その中で、2億円というふうにやられたいきさつの中で、ちょうどそれは総務部長の発言の中でもあったと思うんですが、公取が調べたのは、大体2億円以上を対象にしてやったと。その中に今度の高橋電気の談合もあったと。面目も全く甚だしい話だったということで、私は県もそこで踏み切らざるを得なかったのかなあと聞いてみました。その関連で、県が2億になったのに本県が相変わらずということでは困るので、やはり2億というあたりの線は、本県市としてもとっていかれるのかどうか、そこをはっきりお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

関連の質問でございますが、2億という線につきましては、ただいま鵜飼議員さんのところで岐阜市の3億円という例もございましたが、これはまた岐阜市さんも見直しをされるものかどうか、それはわかりませんが、私どもといたしましては、県の示されました2億円を一つの基準といたしますということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

この議案について、私は委員会では反対をいたしました。理由は、先ほど鶴飼議員からもお話がありましたように、一般競争入札が導入できる金額が5億円以上ということでございましたので、同報無線はつくってほしいけれども、入札の問題で若干疑問があるということで反対をいたしました。本日、助役から一般競争入札等を導入できる金額を2億円を目安にやるということでございましたので、委員会では反対をいたしました。この議案については賛成をさせていただきますので申し上げます。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号 工事請負契約締結について（本巣市防災行政無線（同報系）設備設置工事）は、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第52号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第6、議案第52号 本巣市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号 本巢市指定金融機関の指定については、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第53号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第7、議案第53号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

1点お伺いいたしますが、中学校費で、先日説明がありましたように中学校の周辺をフェンス等で囲う等の工事費が組まれておりますが、この財源内訳を見ますと、すべて一般財源になっておりますが、これはもともとメガモールの絡みで起きてきた問題が結構あるわけですが、そのあたりのことはどうなっているのでしょうか。すべて今後も市の財政でということになるのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

参与、お願いします。

参与（溝口義弘君）

それでは、鵜飼議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、補正予算を策定する段階におきましては、一般財源ということで策定しておりますが、業者側とお話をしまして、内容的に800万円の財源を向こうからいただくということになっておりますので、次回に財源の組み替えをしていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

全体で1,800万円余りですけれども、800万円というところのどのくらいの内容になるわけですかね。といいますのは、例えばプールの目隠し等は、メガモールがあろうとなかろうとやらないかんというふうに私は思っておりました。だから、その部分は市が持っても当然だろうというふうに思っているんですが、そのほかの部分で800万円というところのどのくらいを向こうに責任というか、その影響を及ぼした、その範囲内でどのくらい責任をとってもらおうかということから金額というのはある程度出てくると思うんですが、そのあたりはどのようなふうに理解したらいいでしょうか。

議長（白木 健君）

溝口参与。

参与（溝口義弘君）

お答えをさせていただきます。

今回の改修、周辺の整備でございますけれども、当然行政として行わなければならない部分と、それからあそこの開発に伴って整備をしなきゃならない部分、そういうものを大体事業費の中で見まして、例えばゲートについては、当然業者の方で持っていただくということ。それから、今議員さんがプールの目隠しと言われましたが、従来、プールの目隠しはついておりません。そんな中で、これは人が多くなるということで、この目隠しの部分は見ていただきたいというような形で、それぞれ振り分けをしながら見て、大体 800万円という中でお話をさせていただいたということでございます。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

三つか四つの問題についてお尋ねします。

補正予算の説明をいただいております。その中の2ページでございますが、民生費の真桑保育園と弾正保育園の管理費があります。ここに未満児の入所希望者の増に伴う賃金というふうになっておりますが、未満児がどのくらいふえているのか、中身についてお尋ねをいたします。

次に、衛生費の保健衛生総務費の中に税源移譲による補助金の廃止に伴う病院群輪番制という予算が組まれております。この中身について、どのように変わったのかお尋ねをいたします。

それから、農林水産業費の農業振興対策事業ですが、富有柿の販売価格が著しく低下した場合にという部分の747万円の中身についてお尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（宇野利数君）

お答えをさせていただきます。

先ほど真桑保育園と弾正保育園の未満児の入所希望者とおっしゃいましたが、本巢保育園の方でも未満児の入所を見ておりますので御了解をお願いしたいと思います。

これにかかります、どれくらいふえてくるのかということでございますけれども、過去、16年3月ですと未満児が51名ほど、17年の3月におきましては61人ほど、それから8月でいきますと57名です。今後入れようとするのは、10人という予定でございます。

議長（白木 健君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それではお答えいたします。

富有柿は本県のブランドの一つでございますが、このブランド化について進めておるわけですが、しかしながら、近年、単価の低迷等でその価格が安定しないという状況でございます。そういう中で、岐阜の富有柿のブランド化を再生するために、この基金を設け負担をするわけでございます。その造成額は、岐阜県が2分の1、それから市町が4分の1、振興会等が4分の1という割合でございます。この単価については、過去9年間のL以上の柿の平均単価を算出し、造成額を見込んだわけでございます。本年は、総額のうち40%を見込むわけでございます。それで、本巣市は真正振興会 300トン、これに対して6.33円、それから糸貫振興会が 880トン、単価同じくでございます、その総額が 747万円ということでございますが、よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

宇野健康福祉部長。

健康福祉部長（宇野利数君）

失礼しました。輪番制の御質問でございますけれども、議員御承知のように救急医療のことなんです、これは休日・夜間救急センターや在宅当番医制度というのがございまして、初級救助施設、さらには救急患者の搬送機関と円滑な連携体制を図るものでございまして、本市には救急病院がございませんので岐阜市にお願いしておったという状況でございます。今回、これにつきまして、岐阜市の方から7月25日付で文書が来ておりますけれども、税源移譲に伴いまして、その税源が県分を含めて、今後、事業主体である市町村に措置をされるということになってまいりました。その部分の増減をお願いするものでございまして、本市といたしまして 113万 2,000円を増額をお願いするものでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

もうちょっと詳しく教えてもらいたいんですが、まず富有柿の関係ですが、これは全体でどのくらいの基金を積まれるつもりなのかということが第1点。

それから、今お答えをいただきました病院輪番制ですが、税源移譲によるというふうに書いてありますので、これは全く入らなくなって自分たちで何とかしようということなのか、その部分が何らかの形で市に入ってくるのか、その点についてお尋ねをいたします。以上です。

議長（白木 健君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

県全体で 8,530万 4,000円でございます。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（宇野利数君）

これにつきましては、市町村に対して、従来の都道府県分を含めて事業実施体である市町村に対して交付税措置で来るということを聞いております。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第53号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第54号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第8、議案第54号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第54号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第55号(質疑・討論・採決)

議長(白木 健君)

日程第9、議案第55号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第55号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第56号(質疑・討論・採決)

議長(白木 健君)

日程第10、議案第56号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第56号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第57号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第11、議案第57号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

三島君。

48番（三島智恵子君）

1点お尋ねいたします。

予算の概要の説明書の6ページでございますが、本巢地区処理場施設整備費1,310万円組んでありますが、第3次変更認可に伴うというふうになっております。この中身について、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

林上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

下水道事業につきましては、整備区域内を5年から7年以内に整備が必要な地域から区域を設定させていただきまして、下水道法の事業認可を受けて事業を進めております。

現在、本巢地域につきましては、2次認可まで認可を受けて事業を行ってきております。そうした中、開発などに伴う地区の編入を行いますのと、3次認可区域を着手するために、今回、補正で認可申請書の作成委託料をお願いさせていただくものでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

公共下水についてはあまり詳しくないので申しわけありませんが、そうすると、これからも認可を受けるたびに、このぐらいの金額を必要とするということでしょうか。何回ぐらいの変更をされるおつもりなのか、ちょっとその点についてわかっていたらお聞きしたいと思っております。

議長（白木 健君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

本巢地域につきましては、一応これで最後となっております。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、47番 川村君。

47番（川村高司君）

この本巣地区の処理施設管理費の中で説明があったのは、その汚泥の処理場所、搬入先が変わった、住友大阪セメントだというような説明であったように理解しておりますが、そうですね。

それで、住友大阪セメントで施設をつくる際に、地元のそうした処理については安くやってもらえるだろうかというような話を地域としてはしてきた経緯があるんですが、従来の処理と、例えば本巣地域だけでなくほかの地域も、本巣市のものについては、地元の価格的な配慮がされているかどうか、ちょっとお尋ねをします。

議長（白木 健君）

林上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

他地域からの汚泥の搬入の委託料と本巣市の搬入の委託料につきましては、一応地元ということで、こちらとしても安くお願いしたいということで申し入れはさせていただいたんですが、単価的には、他地域との絡みもありまして同額でということになっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

そうなら仕方がないと思って聞いていたんですが、ただ、地元としてああいう施設、迷惑であるか迷惑でないかといえ、ない方がいい施設があるわけで、そこが新たに産業廃棄物の処理をするということについてはいろいろな問題が起こって、今回のこの汚泥処理についても、住民からいろんな問題が起こっている。そういうところで、今言われたような点について、ある程度地元に対して一つの見返りというか、そういう形での価格の設定が必要ではないかと思っておりますので、また努力をしてください。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第57号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第58号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第12、議案第58号 平成17年度本巢市水道事業補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第58号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 認定第1号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第13、認定第1号 平成16年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

認定第1号については、四つの各常任委員会に審議をお願いしてありましたが、各委員長からの報告は省略し、ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

一つ伺いたいと思いますが、合併して本巢市の消防協会というのができました。その前に念のために申し上げておきますけれども、これは例として挙げますので、ほかの分野でも関係すると思って聞いてください。消防協会ができて、市から負担金が行き、それぞれの活動に、あるいはそれぞれの旧分団に助成金という形で分配されるというような形でお金が流れていきますが、その中で

私がちょっとどうかなというふうに思ったのは、例えば根尾村の消防団というのは条例でいうと70人ですね。でも、実際の団員数は60人余りというのが実態だそうでありますね。ただども、負担金を出す、そしてその後、さらにそれぞれの団に対する助成金については団員の数に応じて出ているわけですね。そうすると、そこに違いが生じてくると思うんですが、そのあたりがどういうふうに整理されているかなという、正直言ってあまり整理されていないような気がいたします。消防団の関係者に聞きますと、そのあたりで何とかならんだろうかと、きちっとしたいという意見も聞いておりますが、そこで申し上げたいのは、もちろん消防団の消防協会等について監査がやられておりますけれども、内部監査ですのでなかなか言いたくも言えないというような部分もあります。こうした団体については、最初に申し上げたように消防協会に限りませんけれども、市になった以上は、こうしたような団体については外部監査も入れていく必要があるんじゃないかというふうに私は最近思うようになりましたが、その点についてお考えがありましたら伺いたいと思います。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（土川 隆君）

ただいま市の消防協会への負担金を例にして御質問をいただきましたが、負担金の根拠につきましても、市の方で定数に対して1組当たり幾らということで負担金を拠出しておるということでありまして、これは合併して最初のそういった取り組みということで、果たしてそれが適正だったかどうか、よくこれから検討していかなくやならんと思っておりますが、定数で交付しておいて、いわゆる実績報告をいただいて実数で精算するとか、そういった方法について、今後見きわめていきたいと思っております。

なお、監査委員の外部導入についてであります。補助団体につきましても、また経理業務の運営については、補助団体にお任せしているということでありまして、その中の監査の取り組みについても、それぞれの中でそれぞれ選任されて適正な運営がされていると思っておりますが、補助団体によってはいろいろと問題があるような団体があるかも知れませんが、仮にそういった団体があれば、市に監査委員を設置しておりますので、監査委員がそういった補助団体に対しての補助金とか負担金を監査するといった制度もございますので、今後につきましては、そういった監査委員とも十分協議いたしまして、補助団体に対するそういった監査に取り組んでいきたいと考えております。

46番（鵜飼静雄君）

結構です。

議長（白木 健君）

ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

決算書13ページの民生手数料、予算現額が5,134万6,000円に対して収入済額が6,150万5,000円ですね。いかにも収入額が多くなっていいことなんですけれども、どういう理由でこれが1,000万、20%もふえたか。あるいは、補正する時期がなかったかどうかについてお伺いいたします。

議長（白木 健君）

宇野健康福祉部長。

健康福祉部長（宇野利数君）

この手数料につきまして、1,000万円以上ふえているが補正する時期がなかったのかという御質問でございますが、実は御承知のように介護保険につきましては、指定事業所の指定が通っております。そういったことで、その事業に際しては、社協さんの方に委託をさせていただいておるわけでございます。総体額としては非常に多いんですが、この中の13ページの主なものとして居宅介護支援手数料でございますが、これが対予算に対しまして848万ほど増になっております。本来、今議員御発言されたように、当然これだけあるんだったら3月補正で何とかならんだかという御質問だと思いますが、社協さんも4月から新たに合併されまして、正直なところ、社協さんとの調整がなかなかうまくとれなかったというところもございまして、補正をさせていただいても的確な数字をつかめなかったということがございます。委員会の中でも、今後につきましては、社協との調整の中で補正対応させていただきたいと、そのように心がけますということで御説明してございますが、そういったことで大変申しわけございませんが、当然、3月にできる限り近くの数字に補正をしていくべきものというふうに考えておりますので、よろしく願います。

〔発言する者あり〕

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（宇野利数君）

このふえた理由の主なものは民生手数料の2番の居宅介護支援手数料。これはケアマネジャーがおりまして、いろんな介護度の方のケアプランを立てる部分の給付でございますが、なぜふえたかとおっしゃられますと、件数をたくさんやっとなと、処理したということしか答弁ができないわけでございますが、合併をしまして、当初、その数値を的確に社協さんの方でもつかんでみえたか、うちの方でもつかんでいたかということで、その件数によるものだというふうに思っておりますが、当初予算に対しては件数を相当やっていただいたと。中で、四つあるわけですけども、月50件もやるところとか、56件もやるところがございまして、普通であれば30件から50件というふうになっておりますが、相当対応してくれまして、こういうような数字になっております。そういったことでふえたものだと理解しております。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

それに関連しまして、31ページで介護サービス事業というのが6の欄にあります。介護サービス事業で使われたお金が1億6,600万円ですね。それに対する、今、使用料が大分ふえて結構かと思うんですが、使用料はふえたんですけども、これに該当する使用料、手数料というのは、私の試算では1億3,600万円くらいになっております。その差額、2,600万円が介護事業で赤字というか市の負担になっているということですが、これ介護事業というのは、設備費とか減価償却は、ぬくもりの里、すこやかセンターで設備費、建物代というようなものはすべて別途支払われております。単なる介護サービスだけで1億6,600万円に対し、使用料収入は1億3,600万円という少ないことになっていますが、これは少なくとも100%くらいに行って当然じゃないかなと思いますが、その辺の見解をお伺いします。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（宇野利数君）

お答えをさせていただきます。

確かにそういうことなんですが、議員御承知のように、先ほど申し上げましたように、介護保険事業につきましては社会福祉協議会の方に委託をして、そちらの方でデイサービスとか訪問介護、移動入浴、こういったものをやっていたいております。

福祉協議会といいますのは、地域福祉を図ることを目的とする団体と、こういったものが普通の社会福祉法人と違まして定義されております。そういったことがございますし、またいろんな介護保険をやっている事業所というのは、今度の織部の里、フレンドリーオリベもそうですし、いろんな一般の社会福祉法人がございます。恐らく介護保険が始まって、当初、一般のそういったところの参入がなくて、行政の方でおののデイサービスセンターの施設をつくってきたという経緯があるかと思えます。そのときには一般の業者の参入はなかったということでございます。それで、行政が施設をつくって、その施設の中で社協さんに事業をやっていただくということで事業の委託をしているわけでございます。当然、今となってみますと、介護保険につきましては一般業者も給付、それから個人の利用料等で賄っているわけでございます。できれば100%にするのが本当かもわかりません。

ただ、土曜日の新聞にも少し書いてございましたが、こういった中でも訪問介護事業につきましては、厚生労働省の調査ですけども、大体半数が赤字になっているということでございます。こういったことが新聞に載っておりますが、細かく申し上げますと、歳入の方で、財源充当はちょっと違っているんですが、要は介護保険、デイサービスセンターの使用料、それから訪問介護サービスの手数料、居宅介護支援の手数料、移動入浴サービスの手数料、これは9割分の給付と1割分の利用者の負担でございますが、これを合わせますと1億7,200万ほどになります。それで、歳出を見ますと1億6,200万ほどですね。この内訳が、デイの方では9,090万ほど、それから訪問介護事業の委託料では2,600万ほど、居宅介護支援では3,800万ほど、移動入浴では700万ほどというこ

とで、この四つの事業がございますが、デイの方で 1,900万ほどの黒字です。それから、訪問介護サービスにつきましては 288万ほどのマイナス、居宅介護支援事業の方では 265万ほどのマイナス、移動入浴の方は 471万ほどのマイナス、トータルでは 935万 9,000円ほどの黒になっておりますが、先ほどおっしゃいましたように、当然施設も貸しております。光熱水費とか、そういったものは全部市の管理費の中で負担しておりますので、そういうものを合わせますと赤字になっていくだろうというふうに思います。

施設のことなのですが、当然、社会福祉協議会が使う部分だけのメーター器とか、電気にしてもガスにしてもそうですけれども、そういった設備が施していないというところで、施設管理費については市が全部持っておるということで、総体を考えますとそういうことになると考えております。特に先ほど言いましたように、社会福祉協議会というのは地域福祉を目的としてやっている部分がございますので、全部が全部そういうことは言えませんが、できる限り、介護保険につきましてはこの収入に合わせた委託料といいますが、これだけで何とかなれば理想だなと思います。

まず、施設のことまで考えられませんが、できる限りこれが黒字になっていくように考えたいと思いますし、また将来、できればその事業所指定を社協さんがおとりになれば、それでもこちらに収入なしで、社協に直接収入が入って支出も考えていけるということで、介護保険の部分につきましては、そういうことも含めて社協さんとまたお話し合いをしていきたいと、このように考えております。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、47番 川村君。

47番（川村高司君）

それでは討論を行います。

本案件につきまして、過去に論議をした際には、一つは老年者控除だとか、あるいは配偶者控除とか、こういうものについての配慮がされていない、後退があったという点の指摘を行ってまいりました。また、この1年間というか、平成16年度の中で、先ほどから論議のあります、入札の問題についての論議をしてまいりました。その論議の中で、特に行政側が言っている点については、地域優先発注というような問題が論議の根拠として出されました。それについて公正取引委員会は、15年に聞き取りを行いました。聞き取りを行ったときに岐阜県も聞き取り対象になって、その中では、一般質問の中でもあったような地域優先をやってほしいという声もあるというようなヒアリングがされたようです。しかし、公正取引委員会については、そうした地域優先発注のことについては、政策

的な必要性を一概に否定はできないけれども、それが談合を誘発、助長するおそれが強いというような指摘のもとで、そのことについてもっと配慮すべきだというようなことを指摘しています。行政側の平成16年度の入札に関する政治姿勢としては、その公正取引委員会が言っているような談合誘発・助長しないような努力が我々としては感じられなかったというふうに思います。そういう点での不備な内容が、この平成16年度の一般会計の決算についてはあるのではないかとというふうに思いまして反対をいたします。以上です。

議長（白木 健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、大西君。

30番（大西徳三郎君）

平成16年度の決算ということで、本巣市が誕生して最初の年であったということで、先ほどの民生費においても社協とのちょっとした連絡がしっかりできていなかったということで質問もありましたけど、全般的には初年度の予算であったということで、しっかりやっていただいたということで私は賛成をいたします。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、認定第1号 平成16年度本巣市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

10時30分から再開をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時30分 再開

議長（白木 健君）

それでは、引き続き会議を開きます。

事務局長の方から何か御連絡があるそうでございますので、聞いていただきたいと思います。

議会事務局長（坪内 博君）

事務局の方から四つほど御連絡させていただきます。

一つ目は、本定例会終了後、議会3階の議員控室の改修工事を予定しておりますので、議員ロッ

カー内の整理を9月8日までをお願いいたします。

二つ目は、定例会終了後に議会だより編集特別委員会を3階の第1委員会で開催させていただきます。

それから三つ目は、議員互助会会計精算については自席に置いてございますので、御確認をください。

それから四つ目は、本日、議員と執行部との懇親会を午後6時30分から「昇平楼」で計画しておりますので、出席されます方は、お手元に御案内の送迎バスを利用していただく方はおくれないようお願いいたします。以上でございます。

日程第14 認定第2号及び日程第15 認定第3号（委員長報告・質疑・討論・採決）
議長（白木 健君）

それでは日程第14、認定第2号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてと日程第15、認定第3号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第2号と認定第3号については、環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

それでは御報告申し上げます。

一般の一般会計の歳入決算についても報告しましたような会議におきまして、平成16年度国民健康保険特別会計決算並びに老人保健医療特別会計決算について付託を受けましたので、委員会で検討をいたしました。

この両案件につきましては、認定可決すべしと決しましたことを報告いたします。

なお、その論議に際しまして、国保の値上げは不要ではないかというような論議がありました。これに対して行政側からは、現在の状況では、先行きそうした黒字の部分もなくなっていくのではないかというような答弁がありました。

以上のような討論内容を踏まえて、そのような決定がされたことを御報告いたします。以上です。

議長（白木 健君）

認定第2号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい。

46番（鵜飼静雄君）

1点お伺いします。

これは15年度の決算のときにも申し上げたと思いますが、国保の施設勘定、事業報告書の70ページに施設関係の事業報告が載っておりますが、この中で1番目の診療の状況に関する事項の中で訪問看護患者数というのが本巣診療所で283人、根尾診療所のところは横棒が引いてありますが、前回のときにもお伺いしましたように、訪問看護自体は本巣も根尾もやっているというお話がありました。ただ、根尾については希望がなかったと。こういうふうに棒線が引いてあるということはやっていないということですね、事業としては。例えば、入院患者数のところを見ますと、本巣診療所は横棒が引いてありまして、これは入院設備がないので、もともと該当がないということなんです。やっているけれども希望がないのと、もともとやっていないのとは扱いが違うんですね。だから、そういう意味でこの表記の仕方については検討すべきじゃないかということが一つと、それと去年お伺いしたように、訪問看護は根尾は入院施設があるのでそれで対応されている分もひょっとしたらあるのかもしれないけれども、いずれにしても、訪問看護が全く必要ないというふうにはなかなか思えないので、そのあたりがきちんと住民の中にPRをされているのか、理解されているのかというのが若干不安なんです。そのあたりはいかがでしょうか。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（島田克広君）

お答えします。

今の御質問でございますけれども、訪問患者数の欄におきましては横棒が引いてあるということでございますけれども、これにつきまして、訪問看護をやっていないから横棒が引いてあるのか、あるいはやっておるけれども、なかったからというのであれば横棒ではないんじゃないかという御質問でございます。訪問看護につきましては、希望がないからということでございますけれども、根尾の診療所におきましては、入院設備がある関係上、入院の方で対応しておるということでございます。したがって、訪問看護につきましては、希望がないからということもございまして、この書き方については考えるべきであるかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

決算審査意見書の最終ページですが、年度別滞納繰越額の国民健康保険税の滞納額ですが、16年度が6,700万円、15年度が3,900万円、昨年の決算については決算書がちょっとはつきりしていなかったなのでこの質問ができなかったんですが、15年度、16年度と多額な滞納になっております。特

に16年度 6,700万、たまたま今現在はもう少し入っているかと思いますが、現在の収入済額をあわせてお聞きできたらありがたいと思います。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（島田克広君）

それではお答えします。

15年度に比べて16年度においては多額の滞納があるのでないかという御質問でございます。これにつきましては、保険証の更新を毎年10月としておりましたけれども、平成16年度におきましては、2月の合併時から保険証の有効期限を1年8ヵ月と長期となったことにより、短期資格者証の発行ができなかったことも一つの理由に上げられるかというふうに考えますし、また多額の未納額がある納税者の徴収に当たりまして、過年度分から徴収したことにより現年分が滞納として残ったということも一つの理由に上げられるかというふうに思います。

それから、遡及賦課対象者及び日雇保険加入による国保税の納付義務意識の低下ということも上げられるのではないかというふうに考えております。

いずれにしても、収納率向上に向けて努力した結果がこういった結果であるということでありまして、今後につきましては、さらに向上に向けて一層の努力をしたいというふうに考えております。

それから、8月22日現在の収納状況でございますけれども、総額で1,400万ほど収納いたしまして、滞納繰越金が1億6,058万7,000円余りということでございます。よろしく申し上げます。

29番（竹中光夫君）

すみません、16年度の残った額は幾らかと聞いたんです。

市民環境部長（島田克広君）

それでは、16年度の年度末の部分について申し上げます。

16年度末の収入未済額でございますけれども、現年・滞納合わせまして1億7,464万8,769円ということでございます。

29番（竹中光夫君）

違う、16年度だけの分ですよ。

市民環境部長（島田克広君）

失礼しました。16年度、現年度分だけでは6,781万4,300円でございます。

29番（竹中光夫君）

それが今現在はどうなっているかと聞いたんです。

市民環境部長（島田克広君）

16年度分も、その6,700万を含めまして滞納としては1億7,400万余りになるわけでございますので、16年度分としては手元に資料がございませんので申しわけございません。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

14年度、15年度、16年度を見ていますと、たまたま合併した15年度から多額な滞納が発生しているんですね。合併したために滞納がふえたというようなことになっているんじゃないかなあと、非常に寂しい状況にあります。この辺のところ、ぜひ頑張って徴収に励んでいただきたいという希望で終わります。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

日程第16 認定第4号から日程第19 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第16、認定第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第19、認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第4号から認定第7号については、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会 瀬古委員長、お願いします。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

認定第4号の平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算について、以上4件については慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白木 健君）

認定第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたしま

す。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

下水道使用料については、昨年12月議会で使用料を値上げすべきでないかということで私が主張してきたところであります。決算を見ましても、施設管理費、直接の管理費は、決算で合計1億8,400万円です。それに対する使用料は7,700万円と半分にも満たないです。使用料をぜひ値上げすべきだと私主張してきたのは、このところにあるわけであります。この使用料の収入状況では、将来、下水道会計が大変悲惨な状態になるのじゃないかなと私は考えますので、この決算については、使用料を値上げされることについて何ら対策を打たれなかったことに対し、反対します。

議長（白木 健君）

それでは、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、認定第5号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

この会計についても先ほどと同じことで、始まったばかりであり言えないけれども、使用料収入が1,400万に対して維持修繕費として7,100万円の支払いになっております。これはぜひ使用料の値上げ、その他いろいろ考えざるを得ない時期にあると思いますので、この会計そのものについては反対いたします。

議長（白木 健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

先ほどもしゃべってもよかったんですが、ここでまとめて簡単に申し上げておきます。

もともと農業集落排水にせよ、公共下水にせよ、住民の負担が過重にならないようにという配慮のもとに、またそういう相互理解のもとに始まった事業であります。公共性からかんがみて相当な部分の、やっぱり市としての負担が生じるということは、もともとの発足の事情から考えればやむを得ないことであり、今後もそうした姿勢を貫いていかなければ住民に対する約束違反ということにもなります。そういうことを考えて、料金等を上げるべきだという意見にはくみすることができないという意味でも、本案について賛成をいたします。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、これで討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、認定第6号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第7号 平成16年度本巢市水道事業会計決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

日程第20 請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第20、請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願についてを議題といたします。

請願第1号については、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会 瀬古委員長。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願につきましては、現行の補助制度を活用してほしいとの意見でありまして、この請願については、全会一致で不採択と決定いたしました。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

山間地の獣類の被害問題について、切実な問題を提起いたしまして請願いたしましたが、不採択ということで、まことに私は残念に思いますが、今後、こういう問題が出たときには、もう少し慎重にお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択すべきものでありますが、本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をいたします。

もう一度私がおはっきり言いますから、聞き間違いのないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

これより請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択すべきものでありますが、本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、請願第1号 圃場地の猪等獣類による被害防止に関する請願については、採択しないことを決定いたしました。

お諮りいたします。お手元に配付してありますように、議案第59号から発議第8号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3までとして議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第59号から発議第8号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3までとして議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第59号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

追加日程第1、議案第59号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出いたしました追加議案につきまして御説明をさせていただきます。

議案第59号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議についてでございます。

平成18年1月1日付をもちまして羽島郡柳津町が岐阜市に編入合併することによりまして組合を脱退いたしますため、組合を組織する市町数を減少し、この規約を定めようとするものでございます。よろしく御議決賜りますようお願いいたします。

議長（白木 健君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第59号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を組織する市町数の減少等に関する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2 発議第7号（上程・委員長報告・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

追加日程第2、発議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

発議第7号については、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会 瀬古委員長。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

発議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白木 健君）

発議第7号について提出者の説明を求めます。

提出者 白井茂臣君。

49番（白井茂臣君）

お手元に配付されています発議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書についての提案説明を行います。

本来なら読み上げるのが本旨ですが、要点説明で終わらせていただきます。

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものがあります。こうした中、国では道路特定財源、主なものとしては揮発油税、自動車取得税、自動車重量税などですが、こういった特定財源について一般財源化する動きが見られます。道路整備を緊急かつ計画的に行うためには、道路特定財源の確保は必要不可欠であると考えます。

国におかれては、道路特定財源制度を堅持するとともに、おこなっている地方の道路整備に積極的に充当されるよう議会として政府等に意見表示していくことが必要と思われるので、意見書を提出するものであります。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明にかえます。

議長（白木 健君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

追加日程第3 発議第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

追加日程第3、発議第8号 東海環状自動車道早期着工に対する意見書についてを議題といたします。

発議第 8 号について、提出者の説明を求めます。

提出者 若原敏郎君。

16 番（若原敏郎君）

お手元に配付されています発議第 8 号 東海環状自動車道早期着工に対する意見書についての提案説明を行います。

本来なら読み上げるのが本旨ですが、要点説明で終わらせていただきます。

東海環状自動車道は、愛知・岐阜・三重の 3 県を結び、東海地方を縦横断している主要な高速道路や自動車道と有機的に連結する重要な道路であります。その整備効果は東回りルートで実証され、多大な経済効果を上げているところであります。

しかし、引き続き建設が計画されている西回りルートでは、一部区間の進展は見られますが、全くと言っていいほど手つかずの状態であります。

本市は全国的にも著名な観光資源が豊富であり、大規模商業施設や優良企業の立地など、市街地開発が急激に進み、都市化と宅地開発が進行しています。このため、新たなまちづくりとその骨格となる道路網の構築が急がれているところでありますが、市幹線道路網において糸貫インターチェンジを最重要交通拠点として位置づけていることから、東海環状自動車道の事業のおくれは、そのまま本市の交通網及び都市計画のおくれに直結するものであります。

よって、本市の活力ある発展と市民の高速自動車道交通利用による生活環境の向上を図るため、全工区の早期着工と早期完成のため事業費を増額することを議会として政府等に強く要望することが必要と思われるので、意見書を提出するものであります。御賛同賜りますようお願いいたします。

以上、提案説明といたします。

議長（白木 健君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第 8 号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第 8 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46 番（鵜飼静雄君）

本件につきましては、一般的に言えば必ずしも反対はいたしません。ただ、今の状況、特に御承知のとおり、御望山に関する専門家の見解が出ました。ルートを変更すべきではないかという報告も出されている状況の中で、そのことを全く無視して早期着工というだけでは、かえって着工自

体がおくれるのではないか。私は、岐阜市の御望山の周辺の関係についても早期の解決をして、その上での早期着工という形に持っていくのが本来の筋であり、その解決を求めることなしに現実的な早期着工は難しいというふうに思っています。そういう意味では、そのあたりの文言については、この中に触れるべきだというふうに思いますが、そのあたりの修正については応じられるおつもりはありますでしょうか。

議長（白木 健君）

それでは、提出者から説明を求めます。

16番（若原敏郎君）

特別委員会では、その点についても説明はありました。しかし、今、東回りルートについては、もう完成しておる状況であり、本市においても当初の予定より大幅におくれるとか、めどがつかないという説明でありましたが、今現在は関ジャンクションから1区間、工事費70億で進めておられます。それから、養老ジャンクションの方からも今進めておられます。それについて、今後、大幅におくれるということですので、事業費を増額して早く進めてほしいと。

御望山について御説明がりましたが、本市の意見としては、とにかくいつになるかわからないという状況の中で、少しでも進めてほしいということで意見書を提出することに決定いたしました。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

だから、お伺いしたのは、御望山のことをほかっておいて、こちらだけ言っても物事は進まないで、そのあたりのことも若干文言に加える必要があるのではないかというのが私の見解なので、そのあたりの修正は全く考えられんと、このままで行くんだということなのかどうか、そのあたりの見解をお伺いしたいということです。

議長（白木 健君）

若原君。

16番（若原敏郎君）

現時点では、委員会の中では意見が出ておりませんでしたので、このまま行きたいと思っております。よろしく御賛同ください。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

16番（若原敏郎君）

議長、休憩してください。今の特別委員会のメンバーが集まって話をしてからでないともまずいと思いますので、少し休憩していただけるとありがたいんですが。

議長（白木 健君）

暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時22分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、若原君。

16番（若原敏郎君）

今、御望山の件で修正したらどうかという意見が出ました。特別委員会で休憩中に協議させていただきました。それで、端については諸問題も抱えておりますが、本巢市議会として西回りルートについては、早期着工と事業費増額は、今の意見書どおりお願いしたいということで一致しましたので、よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論もありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

今、委員長から答弁がありましたけれども、こういう問題については、ある意味でいうと、本巢市の外交行為に当たると思うんですね。外交行為の中で特に近接する御望山の問題について、そういう問題を抱えておるということを知りながらこういう案を出すということは、結局、そういう御望山の条件については我々としては関知しないんだということになりかねません。そういう気持ちがなくとも、さっきの答弁だと、やはり本巢市の考え方だから、こういうふうに進めてほしいという意見を出すことは、結局、他に対する、言ってみれば強制力になっていくというふうに思います。その点については、ほんの少しの字句の修正で私は可能だと思って、今、見聞きしておったんですが、そういうことでその点が勘案されなかったという点については非常に残念に思いますし、そ

ういう点も含めて反対をします。以上です。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

賛成の方、ございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第8号 東海環状自動車道早期着工に対する意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（白木 健君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成17年第3回本巢市議会定例会を閉会いたします。

14日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

